

香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年10月21日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第52号

香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則（平成16年香川県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（免許の申請） 第17条 略 2 略 （1） 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者にあつては、<u>国籍等（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等をいう。以下同じ。）</u>）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し） （2）・（3） 略	（免許の申請） 第17条 略 2 条例第17条第3項の申請書は、ふぐ処理師免許申請書（第8号様式）によるものとし、同項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 （1） 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し） （2）・（3） 略

第 8 号様式（第17条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

香 川 県 証 紙 欄
（消印してはならない。）

ふ ぐ 処 理 師 免 許 申 請 書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
（ふりがな）
氏 名
電 話 番 号

ふぐ処理師の免許を受けたいので、香川県ふぐの処理等に関する条例第17条第3項の規定により申請します。

本籍地都道府県 又は 国籍 等		
生 年 月 日	年 月 日	
ふ ぐ 処 理 師 試験の合格番号	第 号	
欠 格 事 項	1 香川県ふぐの処理等に関する条例第23条第1項前段又は第2項（第1号を除く。）の規定により免許の取消しの処分を受けた後1年を経過しない者	有・無
	2 香川県ふぐの処理等に関する条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者	有・無

注 1 ～ 3 略

第 8 号様式（第17条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

香 川 県 証 紙 欄
（消印してはならない。）

ふ ぐ 処 理 師 免 許 申 請 書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
（ふりがな）
氏 名
電 話 番 号

ふぐ処理師の免許を受けたいので、香川県ふぐの処理等に関する条例第17条第3項の規定により申請します。

本籍地都道府県 名 又は 国籍		
生 年 月 日	年 月 日	
ふ ぐ 処 理 師 試験の合格番号	第 号	
欠 格 事 項	1 香川県ふぐの処理等に関する条例第23条第1項前段又は第2項（第1号を除く。）の規定により免許の取消しの処分を受けた後1年を経過しない者	有・無
	2 香川県ふぐの処理等に関する条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者	有・無

注 1 ～ 3 略

第 9 号様式（第20条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

香 川 県 証 紙 欄
（消印してはならない。）

ふぐ処理師免許証再交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

ふぐ処理師免許証の再交付を受けたいので、香川県ふぐの処理等に関する条例第20条
第2項の規定により申請します。

ふ ぐ 処 理 師	本籍地都道府県 又は 国 籍 等	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日

注 略

第 9 号様式（第20条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

香 川 県 証 紙 欄
（消印してはならない。）

ふぐ処理師免許証再交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

ふぐ処理師免許証の再交付を受けたいので、香川県ふぐの処理等に関する条例第20条
第2項の規定により申請します。

ふ ぐ 処 理 師	本籍地都道府県 名 又は 国 籍	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日

注 略

第10号様式（第21条関係）

（日本産業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄
（消印してはならない。）

ふぐ処理師免許申請事項変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

ふぐ処理師免許申請事項に変更があったので、香川県ふぐの処理等に関する条例第21条第1項の規定により届け出ます。

免 許 の 番 号	第 号
変 更 事 項 （該当する番号を○で 囲んでください。）	1 <u>本籍地都道府県又は国籍等</u> 2 住所 3 氏名
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日

注1・2 略

第10号様式（第21条関係）

（日本産業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄
（消印してはならない。）

ふぐ処理師免許申請事項変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

ふぐ処理師免許申請事項に変更があったので、香川県ふぐの処理等に関する条例第21条第1項の規定により届け出ます。

免 許 の 番 号	第 号
変 更 事 項 （該当する番号を○で 囲んでください。）	1 <u>本籍地都道府県名又は国籍</u> 2 住所 3 氏名
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日

注1・2 略

第11号様式（第22条関係）

（日本産業規格A列4番）

ふぐ処理師死亡届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
ふぐ処理師との続柄
電話番号

ふぐ処理師が死亡したので、香川県ふぐの処理等に関する条例第22条の規定により届け出ます。

ふ ぐ 処 理 師	免 許 の 番 号	第 号
	<u>本籍地都道府 県又は国籍等</u>	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	死 亡 年 月 日	年 月 日

注 略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第8号様式から第11号様式までによる用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

第11号様式（第22条関係）

（日本産業規格A列4番）

ふぐ処理師死亡届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
ふぐ処理師との続柄
電話番号

ふぐ処理師が死亡したので、香川県ふぐの処理等に関する条例第22条の規定により届け出ます。

ふ ぐ 処 理 師	免 許 の 番 号	第 号
	<u>本籍地都道府 県名又は国籍</u>	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	死 亡 年 月 日	年 月 日

注 略